

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(3) 「からだすこやか茶W 250」 (日本コカ・コーラ株式会社)

〇〇〇委員 では、2件目については以上とさせていただいて、委員の皆様、大変申し訳ありません。17時終了の予定なのですが、もう少しお時間をいただいで、3件目の「からだすこやか茶W 250」、日本コカ・コーラ株式会社に入ってまいりたいと思います。

消費者庁からまず概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 お手元に資料3-1を御用意ください。

この商品の商品名は「からだすこやか茶W 250」、食品形態は清涼飲料水、内容量は250mlです。

許可を受けようとする表示の内容は「本製品は難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です」となっております。

関与成分名は難消化性デキストリン、関与分量は食物繊維として1本当たり5g、1日当たりの摂取目安量は3本、関与成分としては15gとなっております。

こちらにつきましては、平成23年に許可されました「からだすこやか茶W」というものが既許可品としてございます。内容量が350mlで、今回の申請品より100ml多いタイプになっておりまして、また、容器包装につきましても、今回の申請品は紙パック、既許可品はペットボトルとなっております。1日当たりの摂取目安量に含まれる関与分量は変更がないように濃度を調整されている商品となっております。

よろしくをお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、次に調査会での審議状況などを事務局から御説明をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 お手元の資料3-2を御覧ください。

「からだすこやか茶W 250」ですけれども、この品目は今年の5月18日に諮問されまして、5月31日の第52回の調査会で御審議いただきました。審議結果は、特に指摘事項もなしに了承ということになりました。

ただし、了承はすると結論された上、申請者に幾つか確認しようという項目がございました。全部で4項目になります。これにつきましては、調査会として許可するしないという判断とは別に、許可するとした上で申請者に質問を投げかけております。

その内容につきまして、次のページを御覧ください。4項目、申請者に質問と申しますか、確認をしております。

まず(1)と(2)ですけれども、今回の申請品目は、消費者庁の説明にもありましたが、平成23年に許可されました「からだすこやか茶W」というものを既許可品として申請

しております。今回申請された品目の有効性の根拠データ、安全性の根拠データといったものは、既許可品と同じ資料が添付されております。ということで、およそ10年以上前に実施された試験の結果が、そのまま今回の申請にも使われている状況でございました。

そういった古い資料を使うことについて良いのかということで、今の特保の制度の下では単に古い資料だから駄目ということにはしておりませんが、10年の間にいろいろな社会の状況、日本人の健康・栄養に関する状況も変わっているということもありますので、10年前の資料を使っても良いけれども、それが今でも十分使えるということの妥当性、今使っても良いということの妥当性を示してくださいということを申請者に投げかけております。

それに関しまして、一人の委員の方からは、日本人の食事摂取基準あるいは国民健康・栄養調査、そういったものが10年前と今と比べてどうなのかというような御意見が出ておりました。

別の委員からは、一例として資料2-7という安全性に関する試験データについて御意見を述べられておりましたけれども、10年前の資料ではこの関与成分、難消化性デキストリンの摂取によって下痢が起きないED₅₀を求めております。ED₅₀として156gという値を出しておるのですけれども、この試験が実施されました93年当時はGCPもなかったので、こういうED₅₀という値から安全性を推定するというだけでもよかったのかもしれないが、現在であればED₅₀という値だけではなしに、最大無作用量と言ってよろしいのかどうかですけれども、とにかく下痢が全く発生しないのは何gなのかといった試験もなされてしかるべきではないだろうかという御意見が出されました。

そういった御意見がありましたので、申請者には、この別紙にも書きましたけれども、単に国民健康・栄養調査や資料2-7ということだけではなく、資料2-7以外の資料も含め試験方法、試験対象者の属性、試験結果の評価法などについて精査し、上記(1)と同様、旧品と同一の資料を提出することの妥当性について説明されたいということを伝えております。

3点目といたしまして、今回の申請品目は紙パックであり、従来既許可品はペットボトルに入った製品でございます。どちらもきちんと加熱殺菌はしていると思われませんが、容器の材質の違いによって製品の風味等に差が出てくるのではないかと、その辺りについて説明されたいということで伝えております。

4点目といたしまして、製品容量が従来品は350ml、今回の申請品目は250mlということなのですが、1本当たりの容量が小さくなったがために逆に本数として多く摂取されてしまうことはないのかと。製品の開発段階でこの辺りについてどのように考えて開発してきたのか考えがあれば聞かせてくださいと、そういったことを申請者に伝えております。

申請者への連絡事項は以上でございます。

それ以外に、この品目につきましても調査会から部会への申し送り事項がございます。

もう一度1枚戻って資料3-2の1枚目を御覧ください。ここに書いてございますけれども、この製品の関与成分は難消化性デキストリンなのですが、この難消化性デキストリンというものは多量に摂取することにより下痢を起こすことが知られております。ですから、摂取上の注意として下に書きましたような2項目、これを追加して記載する必要があるのではないだろうかということでございます。その内容といたしましては「摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります」という文言、もう一つは「他の食品からの摂取量を考えて適量を摂取して下さい」という一文です。この2つが調査会から部会への申し送り事項となっております。

以上が調査会での審議の経緯でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、調査会の議論の様子等について、〇〇委員から〇〇で補足をしていただければと思います。〇〇委員、よろしく申し上げます。

〇〇〇委員 〇〇でございます。

この製品につきましては、既に容量の違うものが販売されておまして、容量違いということなのですが、今回申請資料が付いておりますが、それが10年以上経過している結構古いものもありましたので、それについて現在の日本の公衆栄養事情に即しているのかどうかということで意見がありまして、資料が10年たっているから受け付けないということではないということでしたので、審議に直接関わるものではないけれども、調査会の意見として出しておくということでした。

その中でも科学的なところも若干関係しておまして、難消化性デキストリンの下痢の発症に関するED₅₀がかなり高いということがあったのですが、現在ではNOAELを重視しているということで、NOAELについては体重kg当たり1.1gということで、今回実施している安全性試験も1日5g、3回で15g、それを3倍容量ということでは1日当たりの摂取量は45gということなので、NOAELの体重50kg当たり55g、までは達していないということで、安全性には問題ないだろうというコメントは頂いております。

特保の審査の基準等もできる限り無作為抽出の試験をすることとなっておりますが、10年以上前の試験でそれにそぐわないようなところもありますが、難消化性デキストリンにつきましては規格基準型の特保にも取り入れられておまして、規格基準型におきましては有効性の資料は求めないということもありますので、今回は少し資料は古いのですが、認めてよろしいのではないかとということになっております。

その他の既許可品についても同じような状況もありますので、今後、古い資料についてはもう少し科学的に試験方法なども精査しながら検討すべきということになりました。

併売については、ペットボトルと今回のものは紙製品ですので、違いがよく分かるので、併売はしていくということになっております。

既許可のものは350mlなのですが、今回250mlに変更したということです。申請書にはユーザーの方の高齢化によって摂取する量が減ってきているので、お客様の意見を聞いて容

量を減らすということになっておりますが、調査会においては逆に250mlになったために、より摂取量を増やして過剰摂取にはならないかということも意見として出ておりました。

ペットボトルと紙パックの加熱殺菌の方法や衛生面について、ペットボトルのものと紙パックのものとは違うのではないかという、意見も出されておりました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、調査会の内容あるいは指摘事項、更にはそれに対する対応も含めて〇〇委員から補足をさせていただきました。

この後は前2つと同じように事前に頂いております委員からのコメントを簡単に事務局から御紹介していただき、かなり調査会の審議の内容と重なっている部分もありますし、また、調査会から部会への申し送り事項そのものに相当するものもございますので、整理をして結論へと導いてまいりたいと思います。

それでは、3-3に関して御紹介をいただき、事務局として既にコメントに対する整理ができている部分については御紹介をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 承知しました。

では、事前に委員から頂きましたコメントにつきまして説明させていただきますので、資料3-3を御覧ください。

まず、〇〇委員からのコメントでございますが、容器包装の変更があった場合には、その旨を強調する必要があると考えるというコメントでございます。先ほど来、説明しておりますけれども、申請品目は紙パック、従来品はペットボトルという相違がありますので、その辺りがはっきり分かるように書くべきではないかと。御指摘の最後に、少なくとも事務局作成の比較表では、容器包装の変更は明確に記載したほうが良いと考えるというコメントを頂いております。

この点につきまして、事務局に対してのコメントですのでお答えさせていただきますけれども、確かに今回の品目ではそういったところが分かりにくかった点はあるのかもしれませんが、事務局作成の比較表は配合組成や栄養成分の表示の比較という一般的と言いますか、汎用的な項目の比較を示しております。もちろん委員の方々に分かりにくい、もっとこの辺をというポイントはあるのだらうと思いますが、それは個々の品目によって違ってきますので、今回は容器があったほうが良かったのかもしれませんが、比較表の作りは従来どおりと言いますか、このままにさせていただきたいと事務局としては考えます。

参考コメントとして頂いておりますけれども、同じように申請書の本製品の開発の意図の辺りで、そういったことをはっきり分かりやすく書いてほしかったというコメントかと思えます。

〇〇委員からのコメントでございます。〇〇委員からのコメントは申し送り事項と重なる部分がありまして、摂取上の注意として、そこにありますような「飲み過ぎや体質・体調によってはおなかがゆるくなることがあります」という、飲料に関しては「飲み過ぎ」

ではなかったかというコメントでございます。こういった文言を追加すべきではないかという御意見でございます。

□□委員からのコメントで、糖質の量が既許可品が1,050mlで糖質0g、申請品目が750mlで糖質3gということで、糖質が増えているので気になるというコメントでございました。

これについて、既許可品で糖質ゼロと表示しておりますけれども、これは糖質の実際の含有量が0gということではございませんで、食品表示のルールといたしまして、一定量以下の場合にはゼロとみなしてゼロと表示しても構わないということになっておりまして、申請者はそれを利用して既許可品では0gと表示しておったということでございます。実際には既許可品は1,050ml当たり2.4gの糖質を含んでおります。これは昔の申請書の分析値を確認いたしました。それに対しまして今回の申請品目は750ml当たり2.7gの糖質ということで、ほとんど含まれる糖質の量は同じになっております。

続きまして、□□委員からのコメント、これも摂取上の注意に追加すべきではないかというコメントでございます。□□委員から3つの文章が書かれておりますけれども、2番目の「多量摂取により疾病が治癒したり」というのは、調査会から部会への申し送り事項にはなかった文言になっております。

□□委員からのコメントは、パッケージの表示で「食物繊維（難消化性デキストリン）の製造地は前年の使用実績順」という表現が適切なのかどうかというコメントでございました。

これについては、もう一点、□□委員のコメントを紹介した後、消費者庁から説明していただきたいと思っております。

□□委員からのコメントは、調査会での指摘のとおり、多量摂取に対する注意点を分かりやすく示すことが大事であると考えますということでございました。

委員からのコメントは以上でございますので、□□委員からのコメントにつきまして、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 消費者庁から御説明をさせていただきます。

資料3-3に添付されております「『食品表示基準Q&A』より抜粋」と書かれた紙について御覧ください。

□□委員から御指摘がありました部分は「食品表示基準Q&A」では「又は表示」と呼ばれているものでございまして、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を「又は」でつないで表示する方法になっております。

例えばと書かれているところを御覧いただきたいのですが、**「A国又はB国」と表示した場合には、A国のみ原材料を使用するパターン、もしくはB国のみ原材料を使用するパターン、もしくはA国の原材料が一番多くその次にB国の原材料を使うパターン、もしくはB国の原材料が一番多くて次にA国の原材料を使うパターンという4通りの産地のパターンを表しております。**

おめくりいただきまして、下に30ページと書かれているところを御覧ください。□□委

員から「前年の使用実績」という言葉について適切なのかという御指摘を頂いておりますけれども、こちらに表示の例を示しております、例3の枠外にあります※としまして「豚肉の産地は、前年の使用実績順」と書かれていますとおり、食品表示基準では「前年の使用実績」という言葉を使うことについては差し支えないとしております。

説明は以上になります。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、御説明いただいた一連の資料に関して、委員の皆様にご理解をいただけたと思いません。

申し送り事項と各委員のコメント、かなり重複をしておりますけれども、それ以外のコメントもございますので、まず〇〇委員から頂いた点について事務局からも説明申し上げましたが、〇〇委員、その説明を受けてこのコメントについては御理解いただいたということによろしいでしょうか。更に御発言はございますか。

〇〇〇委員 〇〇でございます。

したがって、こうした容器包装の変更という点は、委員のほうで、ちゃんと注意してみて判断していかなければならないもの、と私の方では受け取りました。この延長で、殺菌方法は食品衛生法上ペットボトルと紙パックで違うはずですので、その影響から出てくるような成分や風味の変化への懸念については、調査会において意見は述べているのですけれども、その辺りのことは、法的な問題になるので補足があればお願いしたいということと、特保における容器包装の変更についても法的なものが、もしあれば、補足をお願いしたいということだったので、この2つの観点のものが交ざっており一見、複雑ではあります。時間がない中で恐縮なのですが、この件は、ですから、後回しにしていただいても結構だと思います。

〇〇〇委員 分かりました。

これは〇〇委員、この申請品目に限ってうんぬんというよりも、今後も含めてこういった容器包装の変更や加熱殺菌の条件の違いが起こることによって懸念されることが当然出てくるので、そういう点は調査会においてもあるいは部会においてもしっかり委員が理解できるように事務局サイドから注視していただく、その必要性に対する問題提起ということで捉えてよろしいですか。

〇〇〇委員 御指摘どおりでございます。低温殺菌を紙パックでは実施するはずだと思うのですが、この条件などは申請資料には載っているのですが、他方で、ペットボトルではこの条件はどうだったかという、比較の資料は手元にはないというのが現状なのです。

〇〇〇委員 分かりました。

というところで、問題として指摘をしていただいたということで、ただいまの貴重な御意見は今後にしっかり生かさせていただくということで、今日のところはこの〇〇委員の発言、コメントに対しては、そのようなところでよろしいでしょうか。今後、先ほど御指摘

のあったことプラス、例えば容器包装に関しては関与成分の収着であるとか、本当はもっと考えないといけないところはあるのかもしれないですね。そういう点も議論していくことが必要になるかと思いました。その取扱いでよろしいでしょうか。

それでは、御異論はないということで、そうしましたら、あとは□□委員からの糖質ゼロの話と糖質が増えていることが気になるというコメントを頂いて、それに対する事務局からの説明があったのですけれども、□□委員、今の御説明でここの部分はよろしゅうございますでしょうか。

□□□委員 □□でございます。

御説明ありがとうございます。承知いたしました。

□□□委員 ありがとうございます。

今、お二人の方のコメントに対する対応について、まず御理解、御納得をいただいたということでした。ここから□□委員のコメント、更に□□委員のコメント、□□委員のコメント、ここは申し送り事項と重なっている部分プラスアルファかと思います。

あと、□□委員のコメント、原料原産地の「又は表示」のところですが、□□委員は再度参加をされているところでしょうか。

□□□委員 □□、参加いたしました。

□□□委員 この御説明に関してはよろしいでしょうか。

□□□委員 お送りいただいた資料で「『食品表示基準Q&A』平成27年3月より抜粋」というところを見た感じでは理解いたしましたので、問題ないかと思います。

以上です。

□□□委員 ありがとうございます。

御指摘を頂いて、今の御説明で御理解、御納得をいただいたということです。

それ以外の委員の皆様を含めて、この後は申し送り事項、あるいは特に文言の例えば「他の食品からの摂取量を考えて適量を摂取して下さい」といった注意事項といいますか、そういった説明が更に求められるのではないかと、摂取上の注意ですね。これが求められるのではないかとということについて議論を絞っていきたいと思うのですけれども、それ以外のところでもしあれば伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

御発言はないようですので、そうしたら、申し送り事項と委員からのコメント、これをトータルに考えてまいりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、調査会からの部会への申し送り事項としては、摂取上の注意に具体的には2点、「摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります」「他の食品からの摂取量を考えて適量を摂取して下さい」、この2点の摂取上の注意を加筆していただくという点については同様のコメントを頂いておりますので、その旨、申請者に追加をしていただくよう指摘をするという考え方でどうかと思います。

さらに、□□委員から「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するもので

はありません」という、ここの部分を指摘すべきではないかという点もございました。この点を更に加える必要があるという点について、委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。

□□委員から、多量摂取に対する注意点を分かりやすく示すことが大事であるという点については、今の具体的な注意事項の摂取上の注意の文言で含まれると考えますけれども、その点も含めて、委員の皆様、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にこれは□□委員のもう一つを含めて指摘をするという考え方でよろしいでしょうか。特に御異論はございませんか。

事務局、いかがでしょうか。この申し送り事項と、もう一つ□□委員から頂いている文言を指摘事項として上げさせていただく。特に事務局サイドとして御発言はございませんか。

○消費者委員会事務局 事務局といたしましては、当初の申し送り事項の2つの文章であれ、あるいは□□委員から御提案の3項目であれ、どちらであっても多量摂取に対する注意点ということですので、2項目であっても3項目であっても差し支えないかと考えております。

○□□委員 ありがとうございます。

そうしましたら、この審議品目に関しては申し送り事項に対する対応プラス委員から頂いたコメントに対しても大体整理ができたように思いますけれども、ここまでのところ、委員の皆様、御異論はございませんでしょうか。実際には、今の指摘事項を申請者へ投げかけることを通じて許可していく方向という流れかと思えますけれども、こちらの部会としての結論についてはその方向で御異論はございませんでしょうか。

□□委員、ありがとうございます。

今、御入力をいただいております、ありがとうございます。□□委員からも異議がないということで承知いたしました。

□□委員、分かりました。

そういうことで、基本はこの方向で部会としてはこれをお認めする方向だということかと思うのですが、その結論に至るまでにもう一点だけ、先ほど、調査会の□□委員からも御説明があったのですが、また、事務局からも御説明をいただいたように、今回の根拠資料としての論文が古いという点です。

ここが気になるということで、確かに私もこの2008年の「薬理と治療」という論文を少し見てみると、例えば資料1-8、ページをめくっていただいて下に67ページというものがあって、図1に試験のプロトコルがスキームとして書いてあります。これはよく見てみると、クロスオーバーでやっているの、中1週間のウォッシュアウトがあり、I群とII群で、最初の第1期摂取試験は負荷食プラス対照飲料、II群は負荷食プラス試験飲料となっていて、1週間のウォッシュアウトの後にクロスオーバーさせて第2期の摂取試験に入るのでございますけれども、本来であったらこれはI群、II群で対照試料と試験飲料が入れ替わっ

ていないといけないのですが、このスキーム上は入れ替わっていないように見えるというのは、まず見て、この論文自体がどういうクオリティーなのかと疑問に思いました。

また、よく見てみると、試験方法もその前の66ページでⅡ群のクロスオーバーダブルブラインド法をしておりますけれども、割付のことが書いていない。そういうこともあって、何となく古いということのみならず、論文の質的な部分でこれで十分なのかという疑問は少し見ただけでも私も感じたところでございます。

ここで質問としては、私はこの論文のクオリティーに関して率直な疑問を持ったのですが、事務局から見てどのようにこれを御覧になるか。

また、古い古くないというよりもクオリティーの問題だと思うのですが、これをずっと根拠にし続けることに関してどう考えたら良いのかといった点について、事務局のコメントをいただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 事務局でも全ての資料について精査が終わってはいないのですが、□□委員から御指摘頂きました資料1-8につきましては、この投稿論文の基になっております試験報告書入手いたしまして、そこに書かれていることを確認いたしました。

□□委員がおっしゃったように、この試験プロトコルでは全くクロスオーバーになっておらないのですが、CROからの試験報告書ではきちんとクロスオーバーをしますという試験の手順が記載されておりました。それは確認いたしました。

もう一点の被験者割付に関して、この論文には割付に関しては全く記載されておませんが、試験報告書には無作為に2群に割付たということがはっきりと書かれておりました。

□□委員から示された疑問点については以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

ということは、この論文に対して疑問をぶつけてみると、その補足はしていただいた。それで、このヒト試験自体はどうなのでしょう。この2008年にパブリッシュされた内容ですが、古いとはいえ特保のヒト試験としては十分に客観性であるとか、試験の条件であるとか、こういう点については問題がないという理解でよろしいのでしょうか。事務局のコメントを伺えればと思います。

○消費者委員会事務局 雑誌のクオリティーという意味では、完全に間違っはいけないようなところが間違っアクセプトされているという点にはかなり疑問というか、信頼性に欠けるとは感じました。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

事務局からもコメントを頂いたように、今後、先ほど□□委員からも調査会での議論について御披露していただき、特保が始まって30年ぐらいの歴史ということになって、再審査制度のないこういう制度の中で、既許可品に基づいてエビデンスが同じ論文に依拠しながらこうやって申請品目が順次上がってくると、なかなか古いという理由だけでエビデンスの内容等がぜい弱であると指摘をすることが難しい状況もあるのではないかと思います。

そういう意味で、仮に過去の論文で不備があったり、本来であれば訂正をしていただかないといけない部分もあるのかもしれませんが、そういう点についてはしっかりと申請者側からエビデンスを論文プラスアルファで強化していただいて、補足資料とともに申請していただかないと、しっかりした調査会での議論や部会における審議ができないということになってしまうので、今後は是非受付段階も含めて少し修正を図っていただくとよろしいのではないかと感じると思います。事務局、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 事務局です。

その点につきましては、調査会でも事務局からお話をさせていただきましたけれども、古い資料が何の説明もなくそのままずっと使われ続けるということは決して好ましいことではないと考えます。古い資料であってもそれなりの補足説明等があれば使うことはやぶさかではないと思われまので、その辺り、どうしていったらいいのかを、事務局として消費者庁と一緒に今後の扱い方を検討していきたいと考えております。

○□□委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○消費者委員会事務局 それが全般的な今後の事務局としての対応ですけれども、今回の申請品目に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、申請者に、調査会で具体的に例として挙がりました資料2-7というものだけでなく、それ以外の資料も含めて古い資料について試験方法等について精査して、これを使い続けることの妥当性の説明をすることということで連絡はしております。

事務局からは以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

□□委員から御発言があるということです。□□委員、お願いします。

○□□委員 私は古い論文であるから駄目だとか、そういうことは全くなくて、質の高い論文であれば古くてもそれは信用できるものは信用していくということですから、今回問題になったのは、先ほどのところもそうでしたが、質問をして後から説明が出てくる、そのような論文を根拠にして良いのかということではないかと思えます。今回もクロスオーバーになっているはず、あるいは無作為になっているはず、それを根拠に評価をしたわけですが、そういった根拠になる論文にどれだけ信頼があるのかということは、ある一定、疑わざるを得ないのではないかと思います。

古いとか新しいとか、そういうことではなくて、古くても現時点のいろいろな状況に鑑みてそれに妥当であるというコメントをしっかり付けていただければ、信頼していきたいと私は思います。

○□□委員 ありがとうございます。

本当に□□委員の今の御発言のとおりだと思います。したがって、今回の根拠資料に関しては少し不備と言いますか、問題があるように感じ、調査会でもその点も指摘をされており、また、事務局から補足をしていただいたように、ヒト試験のデザイン自体において問題がありそうに思われる部分についてコメントを頂いた上で議論をし、先ほどの審議品

目に関しては摂取上の注意を更に強化していただくことで、基本、これを認めていく方向であるということまで議論できたということではないかと思えます。そういう考え方で今日の3つ目の審議品目についてはそろそろ結論に持っていきたいと思えます。

改めて整理をいたしますと、この「からだすこやか茶W 250」については申請をお認める方向であると。ただし、摂取上の注意を先ほど申し上げたように更に追加をしていただくよう指摘をし、その指摘に答えていただければ認める方向であるという取扱いでいかがでしょうか。特に御異論はございませんでしょうか。

〇〇〇委員 〇〇でございますけれども、よろしいでしょうか。

まとめのところについては、私は異論はございませんで、余計なことで恐縮なのですが、今回ボリュームが250mlに減りましたね。論理的に考えていくと、どんどん減らして50 mlくらいのドリンク剤のような形態までできるように思えて、未然防止の観点から、そういったことをあらかじめ何か規制などはしなくていいのか、という発言はさせていただいたのですが、これも容器包装の変更の場合と同様に、申請が出てきたときにそういったことを考えていきたいと思います。調査会で整理をされておりましたので、この点、強調してお伝え申し上げたいと思えます。もう少し分かりやすく申しますと、例えば、飲物といったら1日あたり、有効性を示すためにはボリューム（容量）が、ある程度の範囲を持って法的に決められるのではないかと申し上げたのですけれども、そこまでは縛れない、ということでした。この点も、委員の方で、しっかりと見ていかなければいけない観点であると考えます。

以上でございます。

〇〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどのコメントの繰り返しになる部分もございますけれども、今後出てくるリニューアルされた申請品目に対応する形で先ほどの〇〇委員からの御発言に関しても注視をし、そして、それに関する例えば関与成分の濃度が違う、あるいは摂取量が違う、容器包装の材質が違う、それに伴う殺菌あるいはUHT等を含めた加熱処理の条件が異なる、こういう点を含めて、自動的に容器を変えました、容量を減らしました、エビデンスは同じ論文です、当然ヘルスクレームは同じですという形を、調査会や部会においてそのままのみと言ったら語弊があるかもしれませんが、自動的にそれで受け入れるかどうかも含めて議論のポイントになることは明らかですので、是非そういう点も注視をしてみたいということで、調査会も含めて御議論をお願いできればと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほど提案申し上げた方向で、そういう形で御了解いただけるのであれば、先ほどの指摘事項を申請者が受け入れて対応するかどうかに関しては、次回の審議ということよりも部会長一任という形で取り扱っていただくことも可能かと思うのですけれども、そういう対応でよろしゅうございますでしょうか。特に御異論はございませんか。

ありがとうございます。〇〇委員から異議はありませんということで、入力中の〇〇委員、〇〇委員からも御了解の旨、また、〇〇委員からも異議ないということで、ありがと

うございます。

そうしましたら、そういう形で整理をさせていただきます。

事務局、最終の確認をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 では、この「からだすこやか茶W 250」の審議結果ですけれども、摂取する上での注意事項として、□□委員のコメントにございます3つの文章を追加することという指摘でよろしいでしょうか。

○□□委員 はい。

○消費者委員会事務局 これは追加を検討されたいではなしに、追加することと強く求めることでよろしいですね。

○□□委員 これまでの意見については、そういう受け止め方をしております。

○消費者委員会事務局 では、3つの文章を追加することという指摘事項として申請者に伝えさせていただきます。

1点だけ確認させていただきたいのですけれども、□□委員のコメントを見まして、最初の文章です。「摂り過ぎあるいは体質・体調により」ということになっております。この文章につきまして、□□委員から、飲料の場合は「摂り過ぎ」ではなく「飲み過ぎ」ということでこれまで書いていたのではないかというコメントがございます。事務局で幾つか調べましたところ、規格基準型特保の注意事項の書き方といたしましては、特に液物の場合などこだわることなしに、液物も含めて「摂り過ぎ」という言葉を使っておりましたので、□□委員からコメントを頂いておりますけれども、申請者に伝える指摘事項としては、この□□委員からのコメントどおり「摂り過ぎ」ということでよろしいでしょうか。

○□□委員 今回の事務局から補足していただいたことで、それが一般的であれば、その旨、文言に関してはお任せをします。

□□委員は17時30分に退室をされていて、あとは一任しますというメッセージは頂いております。

○消費者委員会事務局 それでは、「摂り過ぎ」という文言で申請者に伝えさせていただきます。

今後の取扱いにつきましては、回答を提出された後は部会長に判断を一任するということでよろしいでしょうか。

○□□委員 ありがとうございます。

今の事務局の提案でよろしいでしょうか。

特に御異論はございませんので、それを結論にさせていただきます。ありがとうございました。